

航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定
の説明書

外

務

省

一 概説	一
1 協定の成立経緯	一
2 協定締結の意義	一
二 協定の内容	一
1 両締約国の航空企業が享有する特権等	一
2 協定業務の開設及び運営のための手続及び条件	一
3 協定業務の運営に関する原則	一
4 運賃に関する原則及び手続	一
5 民間航空の保安のための措置	二
6 航空の安全のための措置	二
7 附属書 I	二
8 附属書 II	二
三 協定の実施のための国内措置	三

一 概説

1 協定の成立経緯

政府は、ルクセンブルクから提起された航空協定締結の要望及び近年の我が国とルクセンブルクとの間の経済関係の緊密化を踏まえ、ルクセンブルクとの間で航空協定を締結するための交渉を行い、令和六年（二千二十四年）一月に協定の案文について実質的な合意に達した。これを踏まえ、同年六月十一日に東京において、我が方上川外務大臣と先方ベッテル副首相兼外務・対外通商相兼開発協力・人道問題担当相との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

(1) この協定は、両国間及びその以遠における定期航空路線の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能とすることを目的としており、両国によりそれぞれ指定される航空企業（以下「指定航空企業」という。）は、この協定に基づき、その附属書Ⅰに定めるところにより、両国間の定期航空路線を開設し、及び運航することができることとなる。

(2) 近年両国間では、経済関係が緊密化している。政府としては、今後の経済関係の緊密化に基づく貨物便輸送の需要予測に鑑み、ルクセンブルクとの間で航空協定を締結する意義があると判断した。

この協定に従つて両国間の定期航空路線の開設及び定期航空業務の安定的な運営が可能となることにより、両国間の経済的な交流等が更に促進されることが期待される。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文二十二箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書Ⅰ及び附属書Ⅱから成つており、それらの主な概要は、次のとおりである。

1 両締約国の航空企業が享有する特権等（第四条から第六条まで）

(1) 一方の締約国の航空企業は、他方の締約国の領域を無着陸で通過することができる（いわゆる第一の自由）ほか、当該他方の締約国の領域に給油、整備等、運輸以外の目的で着陸することができる（いわゆる第二の自由）（第四条1）。

(2) 一方の締約国の指定航空企業は、附属書Ⅰに定める路線（以下「特定路線」という。）において、他方の締約国内の地点に着陸

して、定期的に両締約国間の貨客の運送を行うことができる（いわゆる第三及び第四の自由）とともに、特定路線上に第三国内の地点がある場合には、定期的に当該地点と他方の締約国内の地点との間の貨客の運送を行うことができる（いわゆる第五の自由）（第四条2）。

(3) 一方の締約国の指定航空企業は、他方の締約国の空港等の施設の使用料金につき最惠国待遇及び内国民待遇と同等の待遇を与える（第五条）とともに、その航空機が使用する燃料、潤滑油、部品、航空機貯蔵品等について当該他方の締約国の関税等を原則として免除される（第六条）。

2 協定業務の開設及び運営のための手続及び条件（第三条及び第七条）

(1) 特定路線において運営される航空業務（以下「協定業務」という。）を開始するためには、まず、一方の締約国が当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。当該航空企業は、他方の締約国からその法令に従つて運営許可を受けた後に、指定航空企業として運航を開始することができる。（第三条）

(2) 我が国は、ルクセンブルクが指定した航空企業の過半数の所有及び実効的な支配が欧州連合構成国若しくは附属書IIに掲げる国又はこれらの国の国民に属していない場合等において、当該航空企業の特権の取消し等をできるものとし、ルクセンブルクは、我が国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が我が国又は我が国の国民に属していない場合に、当該航空企業の特権の取消し等を行うことができる（第七条）。

3 協定業務の運営に関する原則（第八条及び第九条）

(1) 両締約国の指定航空企業は、両締約国間の協定業務の運営につき公平かつ均等な機会を与えられる（第八条）。

(2) 指定航空企業が提供する輸送力は、貨客輸送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち当該指定航空企業を指定した締約国発着の貨客を運送すること（第三及び第四の自由の行使）を主目的として輸送力を供給する。当該指定航空企業を指定した締約国内の地点以外の地点間の貨客の運送（第五の自由の行使）は、二次的なものであり、したがつて、その運送を主目的とした輸送力を供給して業務を行うことはできない。（第九条）

4 運賃に関する原則及び手続（第十条）

いづれの協定業務に対する運賃も、商業的考慮に基づいて合理的な水準に定める。一方の締約国の航空当局は、当該締約国の法令に定めがある場合には、両締約国の指定航空企業に対し、自国の領域への又は当該領域からの運送についての許可のため、課する予定の運賃を自国の関係手続に従つて提出するよう要求することができる。

5 民間航空の保安のための措置（第十三条）

両締約国は、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港等の安全に対する不法な行為等を防止するため、適当な措置をとる。一方の締約国は、緊急事態においては他方の締約国の指定航空企業による運航を停止させ、又はこれに必要な条件を付することができる。

6 航空の安全のための措置（第十四条）

一方の締約国は、他方の締約国に対し、航空の安全に関する協議を要請することができるほか、自国の領域内において当該他方の締約国の指定航空企業の航空機に対する検査を行うことができる。また、航行の安全の確保に必要な場合には、他方の締約国の指定航空企業による運航を停止させることができる。

7 附属書 I

両締約国の指定航空企業が運営することができる路線を具体的に定める。

8 附属書 II

第七条1及び2に規定する国として、アイスランド、リヒテンシュタイン公国、ノルウェー王国及びスイス連邦を掲げる。

三 協定の実施のための国内措置

この協定の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。